

武蔵野学院大学 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 武蔵野学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法・学校教育法及び建学の精神に基づき、教育を社会との関連において捉え、他者理解を根底においた創造的な知性と豊かな人間性、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度及び高度情報化社会に対応できる諸能力をそなえ、我が国及び国際社会の発展に寄与する主体性のある人材の育成を目的とする。

(点検評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について点検及び評価を行うものとする。

- 2 前項の措置に加え、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。
- 4 認証評価に関し必要な事項は別に定める。

第2章 組 織

(学部・学科)

第3条 本学は、国際コミュニケーション学部を置く。

- 2 前項の学部の学科、及び入学定員・編入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	120 名	10 名	500 名

- 3 学部に関する規程は、別に定める。

(学部・学科の目的)

第4条 国際コミュニケーション学部の目的を次のように定める。

現代社会では、「グローバル化」「ボーダレス化」が進み、異文化に対する理解、尊重や相互交流、地球的・多元的な視野が求められている。又、その前提としての自国文化・日本事情への理解や、少子高齢化に伴う異なる世代への理解力も期待されている。変化が速い社会にあつては、法律、政治、経済等への理解も必須である。このような社会にあつて、本学では、国際的な視野をもち、自己や自国文化、および多様な他者に対する理解力に裏付けられた人材の養成を目指す。

- 2 国際コミュニケーション学科の目的を次のように定める。
 - (1) 国際語である英語の能力、プレゼンテーション、ビジネス、インターネット等の応用力を習得し、仏語、中国語、韓国語といった語学能力の幅を広げること。
 - (2) 異文化や国際社会を理解すること。
 - (3) 自国文化や歴史、社会を理解すること。
 - (4) 乳幼児や高齢者等を理解すること。
 - (5) ボランティアやインターンシップ、海外研修等の「行動・体験」の領域を重視すること。

(図書館)

- 第5条 本学は、図書館を置く。
- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

(附属施設)

- 第6条 本学は、国際センターを置く。
- 2 国際センターに関する規程は、別に定める。

第3章 教職員組織・教授会

(教職員組織)

- 第7条 本学に次の教職員を置く。
- 学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な教職員
- 2 前項に規定するもののほか学部長、学科長を置き、副学長を置くことができる。
 - 3 1項に規定にかかわらず、教育研究の組織編制上の適切性から准教授、助教又は助手は置かないことができる。
 - 4 1項の規定にかかわらず、講師は教育研究の必要性がある時に置く。

- 5 学長は、全学を統括し、校務全般に関する最終決定権を有する。
- 6 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を司どる。
- 7 学部長は学長、副学長を補佐して学部を統括する。
- 8 学科長は、学部長を補佐する。
- 9 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。加えて、大学全体の運営を偏らず司どる責任能力を有するものとする。
- 10 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 11 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 12 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 13 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 14 事務職員、その他の職員に関する規程は、別に定める。
- 15 本学に客員教授を置くことができる。客員教授は、特に学識経験の顕著な者、又は、教育研究上、特に業績のある者から選任する。
- 16 本学に名誉学長・名誉教授を置くことができる。名誉学長・名誉教授については、別に定める。

(教授会)

- 第8条 本学に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。
 - 1) 学生の入学、卒業
 - 2) 学位の授与
 - 3) その他、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
 - 3 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の組織の長（以下この項において「学長等」という。）が司どる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 4 その他教授会に関する規程は、別に定める。

(事務局)

- 第9条 本学は、事務局を置く。
- 2 事務局に関する規程は、別に定める。

第4章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 後学期に入学した学生の学年は9月21日から始まり、翌年9月20日に終わる。
- 3 途中休学した学生の学年進行は在学期間に応じて進行する。

(学 期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（平成26年法律第43号）に規定する休日
 - (3) 学院創立記念日 6月25日
 - (4) 春期休業 4月1日から4月7日まで
 - (5) 夏期休業 8月1日から9月20日まで
 - (6) 冬期休業 12月16日から翌年1月15日まで
 - (7) 学年末休業 3月11日から3月31日まで
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 学部通則

(修業年限及び在学年限)

第13条 学部の修業年限は4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、再入学又は転入学により入学した学生は、入学後の修業年限の2倍に相当する年限を超えることはできない。

(入学の時期)

第 14 条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第 15 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他、本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第 16 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて出願しなければならない。

- 2 出願の時期・方法・書類等については、募集要項等に定める。

(入学者の選抜)

第 17 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

- 2 入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)については別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 18 条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学及び学士入学)

第 19 条 短期大学を卒業した者又は外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願する者には、選考の上、3 年次に入学を許可する。

- 2 大学を卒業した者又は退学した者で、本学に再入学・転入学または学士入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
- 3 再入学・転入学についての必要な事項は、別に定める。

(休 学)

- 第 20 条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヶ月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第 21 条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き1年を限度として延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
 - 3 休学期間は、第 13 条第 2 項の在学期間に算入しない。

(復 学)

- 第 22 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

- 第 23 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

- 第 24 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
- (1) 第 13 条第 2 項に定める在学期間を超えた者
 - (2) 第 21 条第 1 項を終了し、復学願等の手続きを行わない者、又は第 21 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
 - (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の者

第 6 章 教育課程・履修方法等

(授業科目)

第 25 条 国際コミュニケーション学部は、授業科目を基礎科目、専門科目、専門実習科目、専門ゼミ科目に区分する。

- 2 授業科目の履修方法及び単位数は別表第 1 のとおりとする。
- 3 学生の履修科目登録単位数の上限については別に定める。
- 4 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については別に定める。

（授業期間）

第 26 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

（単位の計算方法及び授業の方法）

第 27 条 各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準により計算するものとする。

- （1）講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - （2）実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 前 2 項の授業は、外国において履修させることができる。

（単位の授与）

第 28 条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

- 2 試験に関する事項は、別に定める。

（学習成績の評価）

第 29 条 学習成績の評価は、S・A・B・C・F をもって示し、S・A・B・C を合格、F を不合格とする。

- 2 評価に関する事項は、別に定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第 30 条 教育上有益と認める時は、他の大学又は短期大学との協議により、その大学又は短期大学で学修することができる。

- 2 前項により履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 教育上有益と認める時は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、文部科学大臣が別に定める学修、及び本学が特に認めた学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第32条 教育上有益と認める時は、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む)において履修した授業科目について修得した単位及び本学が特に認めた学修を、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位は、編入学及び転入学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、第30条および第31条において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第7章 卒業等

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、所定の授業科目について124単位以上を修得しなければならない。

- 2 3年次に編入学した学生に前項の規定を適用する場合には、「4年」とあるのは「2年」と読み替え、60単位以下を1年次及び2年次において、修得したものとみなすことができる。

(卒業認定・学位認定)

第34条 前条の卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の時期は、学期の末とする。
3 学長は、卒業を認定した者に対し、学士の学位を次のとおり授与する。

学 部	学 科	学 位
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	国際コミュニケーション学士

- 4 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については別に定める。

（教育職員免許状の取得）

第 35 条 本学で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	教 科
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語 英語

- 2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 条）、及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 29 号）に定める所要の単位を取得しなければならない。
- 3 教育職員免許に係わる授業科目、単位数、履修方法等については、別に定める。

第 8 章 外国人留学生・長期履修生・科目等履修生・研究生

（外国人留学生）

第 36 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。
- 3 長期履修生について必要な事項は、別に定める。

（長期履修生）

第 37 条 社会人やその他の理由により学修の期間を延長して本学に入学を志願する者については選考の上、長期履修生として入学を許可する。

- 2 長期履修生について必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第 38 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という）があるときは、本学の教育に特に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 28 条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

- 第 39 条 大学を卒業、又は他の大学を卒業見込みの者、又は他の大学の教職員等で特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

第 9 章 検定料・入学金・授業料・その他費用

(検定料等の金額)

- 第 40 条 本学の検定料、入学金、授業料、施設設備費及び施設維持費の金額は、別表第 2 のとおりとする。
- 2 外国人留学生、科目等履修生及び研究生の入学金、授業料等については、別に定める。
- 3 実習費については、別に定める。

(納付した授業料等)

- 第 41 条 納付した検定料、入学金、授業料、施設設備費及び施設維持費は原則として返還しない。ただし、別に定める期日までに文書により、入学辞退の申し出のあった者の授業料、施設設備費及び施設維持費についてはこの限りでない。

(授業料等の納期)

- 第 42 条 授業料等は、次の 2 期に分けて前納しなければならない。特別の事情があると認められる者には延納を認めることがある。
- | | | |
|-----|----|-----|
| 前学期 | 納期 | 3 月 |
| 後学期 | 納期 | 9 月 |
- 2 その他の納付金については、別に定める。

(休学の場合の授業料等)

- 第 43 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学した場合の授業料等)

- 第 44 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 45 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該期までの授業料等を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第 46 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

第 10 章 奨学金制度

(奨学金)

第 47 条 人物、学業成績等が優秀な学生又は経済的に修学困難な事情が生じた学生にたいしては、選考のうえ奨学金を貸与若しくは給費することがある。

2 奨学金制度については、別に定める。

第 11 章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第 48 条 本学に、保健室、校外施設その他必要な福利厚生施設を置く。

第 12 章 賞 罰

(表 彰)

第 49 条 学生として表彰に値する行為があった者には、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(罰 則)

第 50 条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学業が劣等で成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(改 正)

第51条 本学則の変更は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、決定する。

附 則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

3 この学則は、平成22年4月1日から施行する。但し、(教育職員免許状の取得)第35条第3項については、平成22年3月31日に在学している者については、従前の例による。

4 この学則は、平成25年4月1日から施行する。但し、平成25年3月31日に在学している者については、従前の例による。

5 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

6 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

7 この学則は、平成28年4月1日から施行する。平成24年度までに入学した者を除き、(授業科目)第25条に定める教育課程は、全学年に適用する。ただし、平成25年度から平成27年度に入学した学生の必修科目及び選択必修科目、履修方法については、経過措置を別に定める。(学習成績の評価)第29条については平成28年3月31日に在学している者については従前の例による。

8 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

9 この学則は、平成30年4月1日から施行する。平成24年度までに入学した者を除き、(授業科目)第25条に定める教育課程は、全学年に適用する。

10 この学則は、平成31年4月1日から施行する。但し、平成31年3月31日に在学している者については、従前の例による。

11 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

12 この学則は、令和4年4月1日から施行する。但し、第27条第2項及び第3項を除き、令和4年3月31日に在学している者については、従前の例による。

13 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

14 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

15 この学則は、令和7年4月1日から施行する。但し、令和7年3月31日に在学している者については、従前の例による。

別表第1

国際コミュニケーション学部
国際コミュニケーション学科

授業科目の名称			配当 年次	単位数又は 時間数			授業 形態	備考
				必修	選択	自由		
基礎科目	文化	歴史と文学	1・2		2		講義	卒業要件 124単位以上 基礎科目 必修単位数 18単位 選択必修単位数 4単位
		伝統と文化	1・2		2		講義	
		倫理学	1・2		2		講義	
	社会	現代社会論1(日本国憲法を含む)	1・2		2		講義	
		現代社会論2	1・2		2		講義	
		現代社会論3	2・3		2		講義	
		現代社会論4	3・4		2		講義	
	科学	環境と科学	1・2		2		講義	
		情報処理入門	1・2		2		演習	
		情報リテラシー	1・2	2			講義	
	スポーツ	こころとからだ	1・2		2		講義	
		スポーツと健康1	1・2		2		演習	
		スポーツと健康2	2・3		2		演習	
	外国語	基礎英語1	1	2			演習	
		基礎英語2	1	2			演習	
		中国語 I	1・2		2		演習	
		韓国語 I	1・2		2		演習	
		フランス語 I	1・2		2		演習	
	総合科目	キャリア・デザイン1	1	2			講義	
		キャリア・デザイン2	1	2			講義	
		キャリア・デザイン3	2	2			講義	
		キャリア・デザイン4	2	2			講義	
		キャリア・デザイン5	3	2			演習	
		キャリア・デザイン6	3	2			演習	

授業科目の名称			配当 年次	単位数又は 時間数			授業 形態	備考
				必修	選択	自由		
専門科目	言語理解科目	English Reading & Writing1	1	2			演習	言語理解科目 必修単位数 16単位 選択必修単位数 8単位
		English Reading & Writing2	1	2			演習	
		English Listening & Speaking1	1	2			演習	
		English Listening & Speaking2	1	2			演習	
		Communication English Skills 1	1	2			演習	
		Communication English Skills 2	1	2			演習	
		Communication English Skills 3	2	2			演習	
		Communication English Skills 4	2	2			演習	
		Intermediate English Reading & Writing1	2		2		演習	
		Intermediate English Reading & Writing2	2		2		演習	
		Intermediate English Listening & Speaking1	2		2		演習	
		Intermediate English Listening & Speaking2	2		2		演習	
		Advanced English Reading & Writing1	2・3		2		演習	
		Advanced English Reading & Writing2	2・3		2		演習	
		Advanced English Listening & Speaking1	2・3		2		演習	
		Advanced English Listening & Speaking2	2・3		2		演習	
		Academic Writing	3・4		2		演習	
		試験英語1	1・2		2		演習	
		試験英語2	1・2		2		演習	
		試験英語3	2・3		2		演習	
		試験英語4	2・3		2		演習	
		実務英語1	2・3		2		演習	
		実務英語2	2・3		2		演習	
		実務英語3	3・4		2		演習	
		英語学概論	2・3		2		講義	
		英語文学	2・3		2		講義	
		通訳英語	3・4		2		演習	
		英語討論	3・4		2		演習	
		英書講読1	3・4		2		演習	
		英書講読2	3・4		2		演習	
		日本語学概論	1・2		2		講義	
		言語学概論	2・3		2		講義	
		中国語Ⅱ	1・2		2		演習	
		中国語Ⅲ	2・3		2		演習	
		中国語Ⅳ	2・3		2		演習	
		韓国語Ⅱ	1・2		2		演習	
		韓国語Ⅲ	2・3		2		演習	
		韓国語Ⅳ	2・3		2		演習	
		フランス語Ⅱ	1・2		2		演習	
		フランス語Ⅲ	2・3		2		演習	
		フランス語Ⅳ	2・3		2		演習	

		日本語Ⅰ	1・2	2	演習	※日本語Ⅰ～Ⅲは留学生・帰国子女及び日本以外の国籍を有する者等
		日本語Ⅱ	1・2	2	演習	
		日本語Ⅲ	2・3	2	演習	
専門科目	人間理解科目	デジタルコンテンツ演習1	1・2	2	演習	人間理解科目
		デジタルコンテンツ演習2	1・2	2	演習	選択必修単位数 8単位
		モバイル・コミュニケーション	1・2	2	講義	
		非言語コミュニケーション論	1・2	2	演習	
		ビジネス・コミュニケーション	1・2	2	演習	
		コミュニケーションストラテジー	1・2	2	講義	
		プレゼンテーション技術	1・2	2	講義	
		社会学概論	1・2	2	講義	
		ポップカルチャー論	1・2	2	講義	
		社会福祉	1・2	2	講義	
		教育心理学	1・2	2	講義	
		言語理解と心理	1・2	2	講義	
		教職概論	1・2	2	講義	
		教育原理	1・2	2	講義	
		異文化コミュニケーション	2・3	2	講義	
		異文化コミュニケーションと教育	2・3	2	講義	
		社会心理学	2・3	2	講義	
		教育社会学	2・3	2	講義	
		道德教育の指導法	2・3	2	講義	
		特別支援教育	2・3	2	講義	
		インターンシップ	2・3	2	実習	
		ボランティア	2・3	2	実習	
		教育行政学	3・4	2	講義	
	日本理解科目	日本文化論1	1・2	2	講義	日本理解科目
		日本文化論2	2・3	2	講義	選択必修単位数 4単位
		日本文化論3	2・3	2	講義	
		日本社会論1	1・2	2	講義	
		日本社会論2	1・2	2	講義	
		日本社会論3	2・3	2	講義	
		日本語教育史	3・4	2	講義	
		日本の伝統文化	3・4	2	演習	
	国際理解	国際コミュニケーション	1・2	2	講義	国際理解科目
		国際政治史	1・2	2	講義	選択必修単位数 4単位
		国際文化交流	1・2	2	講義	
		地域文化事情1	1・2	2	講義	
		地域文化事情2	1・2	2	講義	
		地域文化事情3	1・2	2	講義	
		地域文化事情4	2・3	2	講義	
		地域文化事情5	2・3	2	講義	
		地域文化事情6	2・3	2	講義	

	科目	国際関係	3・4	2	講義	上記の必修単位及び選択必修単位を除き、基礎科目及び専門科目の選択科目54単位以上。
		国際金融	3・4	2	講義	
		海外研修	2・3	6	実習	
		海外文化体験1	2・3	2	実習	
		海外文化体験2	2・3	4	実習	
		海外文化体験3	2・3	6	実習	
		海外留学	2・3	6	実習	
専門ゼミ科目	国際コミュニケーション関連ゼミ	演習1	3	2	演習	
		演習2	3	2	演習	
		演習3	4	2	演習	
		演習4	4	2	演習	

履修方法

区分		必修	選択必修	選択	卒業要件単位
基礎科目	文化		4	54	116単位以上 (必修34単位、選択必修28単位含む)
	社会				
	科学	2			
	スポーツ				
	外国語	4			
	総合科目	12			
専門科目	言語理解科目	16	8		
	人間理解科目		8		
	日本理解科目		4		
	国際理解科目		4		
専門科目ゼミ	国際コミュニケーション関連ゼミ	8			8単位
合計		42	82		124単位以上

別表第2

学生納付金内訳表

(単位 円)

武蔵野学院大学 (国際コミュニケーション学部) (国際コミュニケーション学科)	学 年	入学金	授業料	施設設備費	施設維持費	合 計	入学検定料
	1 年次	200,000	700,000	150,000	60,000	1,110,000	30,000 *15,000
	2 年次	—	700,000	150,000	60,000	910,000	—
	3 年次	—	700,000	150,000	60,000	910,000	—
	3 年次 編入学	200,000	700,000	150,000	60,000	1,110,000	30,000
	4 年次	—	700,000	150,000	60,000	910,000	—

備考1 (入学検定料について)

*大学入学共通テストの利用の場合には15,000円とする。

○内部進学者選抜の入学検定料については5,000円とする。

○ウェブ出願の入学検定料については以下の通りとする。

(1) 特待生選抜・一般選抜入学試験の場合は5,000円とする。

(2) 大学入学共通テストの利用の場合は2,000円とする

備考2 (4年次(2回目)の学生納付金について)

(4年次(2回目)の学生納付金について)

4年次(2回目)とは、単位不足により4年次を連続して2回続けて在学し、半期で卒業を目指す者であり、かつ卒業要件に不足している単位数が10単位未満である者である。その者は4年次を1回目の4年次と連続して継続した半期に限り、支払うべき学生納付金を以下のとおりにできる。

授業料 175,000円
 施設費 37,500円
 施設維持費 15,000円
 合計 227,500円